

●請求に関する留意事項

1. 受付について

- ・持参または郵送のみの受付となります。また、一覧表①の日時必着となりますので、郵送される場合は普通郵便等の配達所要日数に御注意願います。
- ・封筒の表面に「新型コロナウイルスワクチン接種予診票在中」と朱書きし、**診療報酬請求と混同しないよう単独で送付してください。または、同封する場合であっても、診療報酬請求と区別できるよう、別に封入していただくなど御協力をお願いいたします。**
- ・持参いただく際は、平日の8時30分から17時までの間をお願いいたします。なお、土日祝日は閉所しておりますので御了承願います。

2. 請求の際の注意事項

- ・国保連への請求は、医療機関等が所在する市町村以外の市町村への請求分が該当となります。
※ 本会ホームページ「新型コロナウイルスワクチン接種費用(追加接種)の請求等について」を御確認ください。

3. その他

- ・月の20日頃、診療報酬等支払額決定通知書とは別便で次の①②を発送いたします。
 - ①請求月の翌月 一次審査で返戻となった予診票原本及び返戻通知書
 - ②請求月の翌々月 支払額通知書等(決定内訳書・内訳明細・過誤結果通知書・過誤返戻予診票)
- ・振込先口座の変更が生じた際は、速やかに「新型コロナワクチン接種に係る費用の請求及び受領に関する届」を記入のうえ、御提出いただくようお願いいたします。